# 学校いじめ防止基本方針

大阪府立東百舌鳥高等学校 令和5年5月1日改訂

## 第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

### 1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの 健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、い じめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿 勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。その ことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成する ことになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神 を貫くことや、教職員自身が、生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存 在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという生徒観、指導観に立 ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「自他敬愛」を校訓としており、人権教育に重点をおいて取り組んでいる。しかし、いじめは、どの学校にも、どの生徒たちにも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって、継続して未然防止、早期発見、早期対応に取り組む決意のもとに、いじめ防止基本方針を定める。

#### 2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等 当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与 える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対 象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ▶冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ▶仲間はずれ、集団による無視をされる
- ▶軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ▶ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ➤金品をたかられる
- ➤金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ➤嫌なことや恥ずかしいこと, 危険なことをされたり, させられたりする
- ▶パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

# 3 いじめ防止のための組織

組織を置くことで、いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となる。また、スクールカウンセラー等の活用により、より実効的ないじめの問題の解決を図る。

## (1) 名称

「いじめ防止対策委員会」

#### (2) 構成員

校長、教頭、首席、生徒指導主事、各学年主任、養護教諭、 教育相談・支援委員長、支援コーディネーター、人権教育推進委員長

### (3) 役割

#### ア 未然防止

○ いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づく りを行う役割

### イ 早期発見・事案対処

- いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- いじめに係る情報(いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩みを含む。)があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の 決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

### ウ 学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・ 実行・検証・修正を行う役割
- 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割 (PDCA サイクルの実行を含む。)

# 4 年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

府立東百舌鳥高等学校 いじめ防止年間計画				
	1年	2年	3年	学校全体
4月	学校いじめ防止基本方針 の内容を生徒、保護者へ 周知	学校いじめ防止基本方針 の内容を生徒、保護者へ 周知	学校いじめ防止基本方針 の内容を生徒、保護者へ 周知	第1回いじめ防止対策委 員会 (年間計画の確認、 問題行動調査結果を共 有)
	高校生活支援カードによって把握された生徒状況 の集約	人権HR(いじめを考え る)	人権HR(いじめをなく すために)	「学校いじめ防止基本方針」のHP更新
5月	校外学習	校外学習	校外学習	PTA総会で「学校いじ め防止基本方針」の趣旨
	子育てひろば東もずとの 連携	子育てひろば東もずとの 連携	子育てひろば東もずとの 連携	説明
6月	体育祭 保護者懇談週間 (家庭での様子の把握)	体育祭 保護者懇談週間 (家庭での様子の把握)	体育祭 保護者懇談週間 (家庭での様子の把握)	学年別生徒情報交換会 教職員間による公開授業 週間(わかる授業づくり の推進)
7月	いじめ等アンケート実施	いじめ等アンケート実施	いじめ等アンケート実施	第2回委員会(いじめ等 アンケートの確認・進捗
	子育てひろば東もずとの 連携	子育てひろば東もずとの 連携	子育てひろば東もずとの 連携	確認) 教職員人権教育研修
8月				
9月	文化祭	文化祭	文化祭	
10月	いじめ等アンケート実施 子育てひろば東もずとの 連携	いじめ等アンケート実施 子育てひろば東もずとの 連携	<mark>いじめ等アンケート実施</mark> 子育てひろば東もずとの 連携	学年別生徒情報交換会 教職員間による公開授業 週間(わかる授業づくり の推進) 第3回委員会(いじめ等 アンケートの確認・進捗 確認・取組の検証)
11月	人権HR	人権HR	人権HR	action and only the
12月	学校教育自己診断実施	学校教育自己診断実施	学校教育自己診断実施	学校教育自己診断回収 教職員人権教育研修
1月	<mark>いじめ等アンケート実施</mark>	<mark>いじめ等アンケート実施</mark>		第4回委員会(いじめ等アンケートの確認・進捗
2月				確認・年間の取組の検証)
3月				

# 5 取組状況の把握と検証 (PDCA)

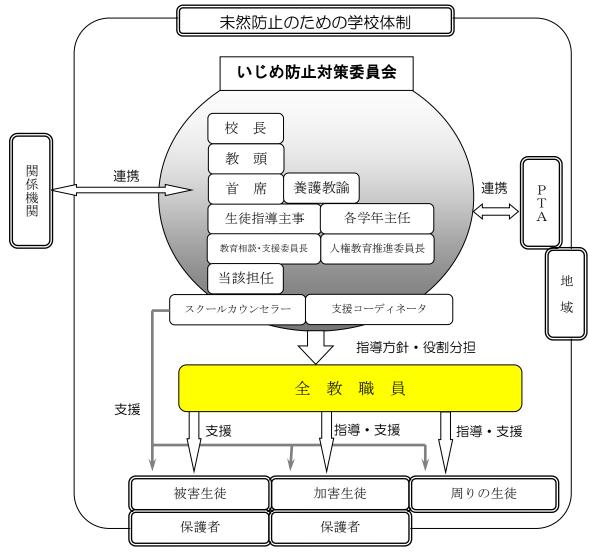
いじめ防止等の取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるとともに、いじめ防止対策委員会を、(各学期の終わりに、など)年4回、開催し、取組が計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

### 第2章 いじめ防止

# 1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、(道徳)、特別活動、総合的な学習(探究)の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組の中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。



# 2 いじめの防止のための措置

(1) 平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員に対しては、教職員人権教育研修や、生徒の情報交換を行い共通理解に努める。

生徒に対しては、学校行事やHR活動等を通じて、いじめ防止の意識や、他者への 共感能力を養う。

(2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。

そのために、体育祭や文化祭、校外学習等を生徒たちが人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、生徒たちが、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

また、本校では「子育てひろば東もず」との連携を推進しているので、いろいろな 場面で利用できるよう工夫し、広く生徒たちによる活動を進めていく。

(3) いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上の注意としては、学校生活を含む基本的生活習慣の確立や授業を受ける準備や姿勢の改善がある。

分かりやすい授業づくりを進めるために、全ての生徒が授業場面で活躍でき、興味 関心が湧くことにより、更に学習意欲が高まるような授業を工夫する。また、授業を 担当するすべての教職員が公開授業を行い、互いの授業を参観し合う機会を、いじめ 防止のための年間計画に位置づけ実施していく。教科の観点からだけではなく、生徒 指導の観点からも授業を参考にし合うことにより、異なる専門教科の教職員からの助 言や指導を受ける。

生徒一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めるために、文化行事や体育行事、校外学習や修学旅行等を通じて、集団の一員としての自覚や態度、資質や能力を育むために行うものであることを意識して、協力し合い成し遂げる喜びの体験を積み重ねていく。そのためには、生徒の適性に応じた役割を担う場面などを設定し、集団での孤立を防ぐ手立ても考慮する。

ストレスに適切に対処できる力を育むために、「保健」等の教科等においてストレスマネジメントの学習を行い、生徒が自分のストレスをコントロールできる力を養う。いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導の在り方に注意を払うために、教職員の人権意識を高めたり、発達障がいへの理解を深める研修を行う。

- (4) 自己有用感や自己肯定感を育む取組みとして、授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりが必要である。そのなかで、「こんなに認められた」「人の役に立った」という経験が自己肯定感につながり、生徒たちを成長させる。
- (5) 生徒が自らいじめについて学び、取り組む方法として、ピア・サポート研修を通じて、いじめをやめさせる方法を学ぶ。ピア・サポートに取組むと生徒同士が支え合い、

問題解決する力も育まれる。それは社会に出てからも十分に有効な『生きる力』へとつながる。

### 第3章 早期発見

#### 1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しいなどの状況にある生徒が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

### 2 いじめの早期発見のための措置

(1) 実態把握の方法として、定期的なアンケートは6月と11月に実施し、生徒の訴え を把握する。また、保護者懇談時に保護者から情報を把握し、必要に応じて教職員で 情報を共有する。

定期的な教育相談としては、担任は個人面談を行い、変化に気づく機会とする。さらに、教育相談週間を設けて、生徒を対象とした教育相談を実施する等、相談体制を整備していく。教育相談・支援委員会を定期的に開催し、情報の把握と共有を図ると同時に対策を検討する。

日常の観察として、全教職員が生徒の変化に気づけるように意識する。

- (2) 保護者と連携して生徒を見守るため、担任や部活動顧問、教育相談・支援委員会や保健室へ気軽に保護者が相談できる雰囲気をつくり、連携して見守れる体制を作る。
- (3) 生徒、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、教育相談・支援委員会などが窓口となり、スクールカウンセラーとも連携して対応できる体制を作る。
- (4) 「教育相談だより」の発行や、学校HPにも教育相談・支援委員会の相談窓口を掲載することにより相談体制を広く周知する。

「学校教育自己診断」や「いじめ防止対策委員会」により、適切に機能しているかなど定期的に体制を点検する。

(5) 教育相談等で得た生徒の個人情報については、その対外的な取扱いについては、いじめ防止対策委員会で検討することにより、一面的な解釈にならないようにし、守るべきプライバシーを判断し、迅速に保護者や外部機関とも連絡をとる。

#### 第4章 いじめに対する考え方

# 1 基本的な考え方

いじめにあった生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見るとき、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

具体的な生徒や保護者への対応については、(別添)「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」を参考にして、外部機関とも連携する。

### 2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

(1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わる。

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を 止めたり、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、 真摯に傾聴する。

その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するよう配慮 する。

- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や分掌長等に報告し、いじめの防止等の対策のための組織(いじめ防止対策委員会)と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。
- (4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。

なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ち に所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。 3 いじめられた生徒又はその保護者への支援

いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた生徒にとって信頼できる人 (親しい友人や教職員、家族、地域の人等)と連携し、いじめ防止対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

- 4 いじめた生徒への指導又はその保護者への助言
  - (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を 行う。

いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。

- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- (3) いじめた生徒への指導に当たっては、家庭訪問や別室指導等個別に指導する機会を 設け、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解さ せ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめ の背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウン セラーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

- 5 いじめが起きた集団への働きかけ
  - (1) いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉え させる。

そのため、まず、いじめに関わった生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。

「観衆」や「傍観者」の生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。

(2) いじめが認知された際、被害・加害の生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべ

ての教職員が支援し、生徒が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活 を安心してすごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの生徒への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、生徒のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。

体育祭や文化祭、校外学習等は生徒が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、 生徒が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切 に支援する。

## 6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認 し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ防止対策委員会において対応を協議 し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置 を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (3) また、情報モラル教育を進めるため、教科「情報」において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

### 7 いじめ解消の定義

いじめが「解消している」状態については、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

(1) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の 期間継続していること(相当の期間:少なくとも3か月を目安)。

(2) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

また、上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察を行う。

# 第5章 その他

### 1 組織的な指導体制

いじめ問題等に関する指導記録を「いじめ防止対策委員会」で保存し、逐次職員会議等で情報共有する。個人情報の管理に留意する。

# 2 校内研修の充実

「いじめ防止対策委員会」で検討したことを職員会議等で報告し、校内外の事例を用いて校内研修を実施する。

### 3 地域や家庭との連携について

定期的な個人懇談や日常の家庭連絡を密にする。加えて、学校教育自己診断アンケートや授業評価アンケート等の結果を分析して、今後の取組の方向を検討する。